

【農家の皆様へ】

農業支援事業の令和4年度要望を受け付けます！

村では、将来的に本村の担い手となり得る意欲的な農家の皆様（村在住者に限る）に対し、以下のとおり支援を行っております。

つきましては、令和4年度に各事業の実施をお考えの方は、事前に事業計画書等の提出が必要となりますので、産業課村おこし係へご相談ください。

◆農業機械等共同利用整備事業

1 事業内容

農業経営に必要な農業機械・施設等の共同利用による導入・新設（更新を含む）費用を支援。

2 補助対象者

補助対象者	経営規模要件	補助対象金額	補助限度額
① 農業生産団体 (農業者2名以上の団体)	経営耕地面積 おおむね5ha以上	事業費 (消費税等除く) の 5分の1 ^{*1}	300万円
② 認定農業者を含む 農業生産団体			500万円
③ 認定農業者のみの 農業生産団体及び集落営農組織	経営耕地面積 おおむね10ha以上	又は 4分の1 ^{*2}	1,000万円

3 対象事業

農業機械、育苗施設、乾燥調整施設等

4 補助額

補助対象事業費（消費税等除く）の5分の1以内。

※1 国、県等の助成により事業を実施する場合は、補助率が変わります。

※2 第三者認証GAPを取得している農業者を代表者とする団体又はおたまたまの美味しい米出荷奨励事業の事業者登録をした者が申請する色彩選別機本体の場合に限ります。

◆ビニールハウス設置事業補助金

1 事業内容

ビニールハウス設置に係る資材費と設置費の一部に対する補助。

2 補助対象者

あだたらの里直売所にビニールハウスを活用した農作物を出荷する方。

3 補助額

総事業費の2分の1以内で、下表のとおり。

費用項目	補助上限額
資材費：ビニールハウスやパイプ等の資材費用	40万円
設置費：設置を依頼する場合の費用	10万円

◆農業施設整備資金

1 融資内容

貸付対象者	貸付限度額	利率	償還期間	据置期間
個人及び認定農業者を含まない生産団体	300万円	無利子	10年以内	償還期間のうち 2年以内
認定農業者及び認定農業者を含む生産団体	800万円			
農業生産法人及び集落営農組織	1,500万円			

- ・農業経営に必要な機械購入及び施設の設置等の経費に充てるものとします。
- ・貸付金額は、総事業費の90%以内（補助事業により実施する場合は、総事業費から補助金額を除いた額の90%以内）とし、貸付額は上記を限度額とします。
- ・貸付利率は、村からの利子補給により無利子とし、借入金融機関はJAとします。
- ・保証については、保証人、保証会社（保証料は別途負担）となります。
- ・その他の事項については、JAの貸付業務規定の定めによります。

2 貸付対象者

農業者、農業生産団体、農業生産法人、集落営農組織

◆要望の申請方法

1 要望申請場所

産業建設部 産業課 村おこし係

2 要望時提出書類

- 1) 事業計画書
- 2) 見積書（写）
- 3) カタログ、設計書等

3 要望申請期限

令和3年11月12日（金）

- ※ 事業計画書様式については、産業課村おこし係にてお渡しいたします。
- ※ 事業及び貸付決定にあたっては、決定までに時間を要する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 予算の都合等により未採択及び補助率変更の場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ※ その他に施設園芸等施設整備事業がございます。詳細な内容につきましては、下記お問い合わせまでご連絡ください。

【お問い合わせ】

産業建設部 産業課 村おこし係

TEL 24-8106（直通）FAX 48-4448